

まちづくり協議会 NEWS



第19号

平成28年3月

[発行] JR芦屋駅南地区まちづくり協議会



市から計画案の検討について説明がありました！

3月19日（土）に開催した第29回計画検討会では、市から計画案（A・B案）の説明がありました。また、市が提案している事業区域内の地権者のみによる「地権者部会」の開催について提案がありました。

昨年10月に市から提案のあった「A・B案」（A案：駅前の東西道路を活かす案、B案：駅前の東西道路を廃止する案 ※まちづくり協議会 NEWS 第16号（平成27年10月）参照）について説明がありました。B案は建築敷地面積を広くでき、また、駅前広場と建築物を一体的に整備することにより駅前のにぎわいの創出や安全な歩行者動線の確保が見込まれますが、駅前の東西道路遮断や、南側区画道路の拡幅・一方通行化が伴うという課題もあります。

市からは、「周辺住民（業平町・上宮川町）の方に計画案を説明し、意見をお聞きした結果として、B案は検討から外し、東西道路を活かした計画の検討を進めていく。」という方向性が示されました。なお、今回は「A・B案」以外の新たな案を市から提示するよう求めていましたが、新しい案は検討に時間がかかり、完成していないとの回答でした。今後は、駅前の東西道路を残し、南側区画道路の拡幅・一方通行化は行わない計画案を検討します。



「地権者部会」の開催について

計画案を固めていくにあたり、市から提案された事業区域内に土地・建物の権利をお持ちの方（地権者）の意見をお聞きし、計画の検討に反映させるため「地権者部会」を開催することとなりました。（開催日程は2ページ参照）





計画検討会での意見内容

【主な意見】

- 今回の説明は、B案ではなくA案に決定した、ということか。
- (市) B案は計画から外しますが、替わる案を4/2(土)以降の地権者部会の中で出して、十分な検討を加えたいと考えています。A案にも今後改良を加えていきます。
- 何故、事業手法を第2種市街地再開発事業とするのか。
- (市) 重要な公共施設(駅前広場)の早急な整備が必要と考えているためです。
- 国の通達で、各自治体は都市計画道路の見直しを行うよう、示されているようだが。
- (市) 芦屋市は既に見直しの作業を終えています。市内で他に廃止した都市計画道路はありますが、この地区の交通広場、都市計画道路の必要性は高く、縮小や廃止はしません。
- 計画を“白紙”にすべきでは。
- (市) これまでの検討経過があり、“白紙”にはなりません。新しい案を作成し、A案と比較検討して進めます。
- 今まで通り、戸建が残る形にはできないのか。
- 世界一のものができるとすれば、事業に協力する地権者も増えるのでは。
- JRとの協議はどうなっているのか。JRが参加しない駅前再開発はありえない。
- 会合で意見を積み重ねることが大事。皆意見を言うべき。 など

(まとめ) 次回は『地権者部会』を開催して、駅前広場や建物についての詳細検討を行います。計画案については、今後も引き続き、皆様のご意向、ご意見をいただきながら、検討を加えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。



お知らせ

◆今後の予定◆

■ 第1回地権者部会

※市が提案している事業区域内の地権者の方を対象としています。

日時：平成28年4月2日(土) 午前10時00分より

場所：市民センター(公民館)114室

内容：(予定)まちづくり計画案について 等



■お問い合わせ先

JR芦屋駅南地区まちづくり協議会
 (事務局)〒659-8501 芦屋市精道町7-6
 芦屋市都市建設部都市整備課
 ☎ 0797-38-2074
 FAX 0797-38-7974
 HP: <http://www.city.ashiya.lg.jp/gairo/jrashiyasouth.html>

JR芦屋駅南地区のまちづくり
 についてご紹介しています!

JR芦屋駅南地区

検索